

特殊車両の取締りを行いました

9月13日（木）に国道47号 舟形町長尾トンネル駐車帯にて、新庄警察署の協力のもと山形運輸支局と合同で特殊車両（過積載・通行許可書の確認等）の取締りを行いました。
 なお併せて、総務省（不法無線）、山形県（不正軽油）の取締りも行われました。



▲マットスケール



▲マットスケールに乗せた重さを表示



▲マットスケールで車体の総重量を測定



▲車体の高さ、幅、長さの測定



▲車検証・通行許可書の確認

～取締結果～

取締台数 6台

違反台数 1台

（許可書不携帯：警告書発行）

特殊車両の通行には、車検証および道路管理者が許可し発行する通行許可書の携帯が必要です。

特殊車両とは・・・

- ・高さ（3.8メートル ※高さ指定道路は4.1メートル）
- ・幅（2.5メートル）
- ・長さ（12メートル） ・総重量（20トン）と、一定の大きさや重さを超える車両。

車検証・通行許可書の確認

- ・車検証の内容と実測した値があっているか
- ・許可された経路・時間帯を走行しているか
- ・許可されたトラクターとトレーラーの組み合わせで走行しているか

道路の保全と通行時の危険防止のため定期的に指導取締りを実施しています。

これからも安心・安全な通行へのご協力をよろしくお願いいたします。



（お問い合わせ先）

国土交通省 山形河川国道事務所 新庄国道維持出張所

〒996-0041 山形県新庄市大字鳥越字舟田608-2

TEL 0233-22-1581 FAX 0233-22-8396

ホームページアドレス <http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/shiniji/index.html>